

(例規 7 6)

陸幕通電第 2 9 4 号

昭和 4 6 年 9 月 2 1 日

改正 昭和53年 1 月 13 日 陸幕監理第 1 号 平成10年 3 月 26 日 陸幕通電第 66 号  
平成19年 3 月 28 日 陸幕法第61号 平成21年 2 月 3 日 陸幕法第 10 号  
平成23年 4 月 15 日 陸幕通電第31号 平成30年 3 月 14 日 陸幕法第104号  
令和 3 年 3 月 9 日 陸幕通電第17号

陸上総隊司令官  
各方面総監 殿  
各部隊長  
各機関の長

陸上幕僚長  
(公印省略)

通信線の取扱等について (通達)

標記について、下記のとおり実施されたい。

なお、陸幕発通第 1 4 2 号 (3 7. 5. 3 9 陸上自衛隊公報第 8 8 1 号掲載) は廃止する。

記

1 通信線 JWD-1/TT (JMX-306/G) の取扱い

(1) 使用上の留意事項

航空機等を用いて延線する場合は、安全管理に十分注意する。

(2) 使用後の処理要領

ア 使用部隊等は、使用後、粘着剤を洗浄剤 (補給統制本部統制品目) で洗浄した後次のように処置する。

(ア) 通信線巻取機 GLM-4、GLM-4-B 又は GLM-1-B を保有する部隊等にあつては、粘着剤を使用することなくキャンバスケースに巻き取り、支援担当補給処と調整の上、再生のため委託整備品として後送する。

(イ) 通信線巻取機 GLM-4、GLM-4-B 又は GLM-1-B を保有しない部隊等にあつては、絡車 JRL-159/U 等に巻き取り、キャンバスケースを添えて支援担当補給処へ後送する。この際 JWD-1/TT (JRL-159/U) 等への組替えは行わない。

なお、巻取りに必要な絡車が不足する場合は JWD-1/TT (JMX-306/G) の保有数に応じ一時的に請求することができる。

イ 支援担当補給処は粘着剤を使用して再生し、処理年月日をキャンバスケースの表面に注記して速やかに使用部隊等に返送する。

なお、粘着剤を使用して再生したものは新品として取り扱い、通信線として一般的に具備すべき事項のほか、次の条件を満足しなければならない。

(ア) 接続箇所がないこと。

(イ) 長さは $800 \pm 20$ mであること。

(3) その他

長期保管によるカバー等外装の劣化及び粘着剤の変質、硬化等に注意し、品質の劣化を認めた場合又はおおむね10年を経過したものについては再生の処置を講じる。

## 2 通信線の組替え及び転用

### (1) 組替え

ア 陸上総隊司令官、方面総監、部隊長及び機関の長は、当該通信線が充足基準の変更により過剰となった場合は、補給統制本部長と調整の上、他の通信線に組み替えることができる。

イ 当該通信線として使用不適であっても、他の通信線に組み替えることによって使用可能となるものは、組替えを実施する。

例えばJWD-1/TT(JMX-306/G)としては、再生不適品であっても、JWD-1/TT(JRL-159/U)又はJWD-1/TT(JDR-8)として使用し得る場合等をいう。

ウ 組替えを実施した場合は、受払命令書の写し1部を補給統制本部へ送付する。

### (2) 転用

前号イに示す組替えが不可能で、陸幕通電第90号(8.3.21)別冊「通信電子器材の不用決定細部基準」に該当するものは、不用決定後、雑線として活用し、区分を訓練用消耗品とする。